

給与制度の見直しに係る組合交渉

○交渉日時 平成30年12月3日（月）13：30～14：00

○交渉場所 市役所8階第2会議室

○出席者 当局側 中林副市長，企業局長，病院局長ほか計18名

組合側 市職労，水道労組，交通労組，病院労組の各委員長ほか計9名

交渉項目	給与制度の見直しについて
交渉要旨	<p>(組合)</p> <p>11月14日の交渉において，年内の給与改定や差額支給は，法案審議がされていないため，相当厳しいという回答であったが，11月28日に法案等が成立した状況を踏まえ，あらためて給与改定，差額支給の考え方についてお聞きしたい。</p> <p>(当局)</p> <p>先月28日に国において給与法が成立し，30日には，関連の人事院規則と共に公布されたことから，市議会において関係条例が議決された後，12月27日頃には差額支給ができると考えている。</p> <p>(組合)</p> <p>住居手当の見直しについて，あらためて施行日を1月1日にしようとする具体的な理由と，見直しにより支給対象外となる職員数についてお聞きしたい。</p> <p>(当局)</p> <p>住居手当の過支給事案を踏まえ，市民理解が得られない親族間の賃貸借契約については，できるだけ早く見直しを実施することが望ましいと考え，来年1月1日を施行日としたものである。</p> <p>見直しにより支給対象外となるのは，市長部局13名，教育委員会3名，消防本部5名，企業会計6名，病院会計7名の計34名である。</p> <p>(組合)</p> <p>職員に対する十分な周知期間の確保を求めたところであるが，どのように対応するのかお聞きしたい。</p>

(当局)

提案の妥結後、支給対象外となる職員に対し、速やかに個別にお知らせするとともに、あらためて全職員に対し周知したい。

(組合)

親族間契約について市民理解が得られないことは理解するが、現行制度に基づき、正しく手続きを行っていた職員もいるので、支給対象外となる職員には、見直しの主旨を含め、丁寧に説明することを強く要請したい。

次に、現行の再任用制度は、定年延長が完了するまで、既存の再任用制度と併せて運用するという方針が、人事院勧告と同時に出されているが、再任用制度のあり方についてお聞きしたい。

(当局)

再任用職員制度については、国からの要請を踏まえ、本市においても希望する職員については、職種、職務の級を問わず、年金支給開始年度まで原則として再任用をする方針としており、その任用期間は通算で3年程度を基本としており、正規職員との配置バランスなども考慮しながら職場の確保に努めたいと考えている。

(組合)

再任用職員の雇用期間については、来年度退職者から、年金支給開始年齢が64歳に引き上げられるので、しっかり対応いただきたい。

次に、国家公務員は、人事院規則で、超過勤務の上限を月45時間、年間360時間とする方針が示されている。

本市でも恒常的な時間外勤務が一部に見受けられ、ここ数年、健康上、不調をきたす職員が多くなっている。

超過勤務の上限時間を条例化することは、抑制力になると思うが、どのように考えているのかお聞きしたい。

(当局)

超過勤務の上限規制については、今後の人事院規則等の改正内容等を踏まえ、条例化を含め、どのような措置が必要になるのか検討したい。

(組合)

次に、会計年度任用職員制度の導入に向けた作業の進捗状況と条例提案の時期についてお聞きしたい。

	<p>(当局)</p> <p>平成32年度からの制度導入にあたり、会計年度任用職員に担わせる職務の内容、今後の事務事業・組織機構の見直しに伴う会計年度任用職員の活用の考え方などについて整理したところであり、勤務条件等について引き続き検討を進めている。</p> <p>来年度中には、会計年度任用職員の募集・採用を行う必要があるため、来年の第2回市議会定例会には関連条例を提出したい。</p> <p>(組合)</p> <p>再任用職員制度については、年金支給開始年齢が段階的に引き上げられていることや職場における人材確保の問題から、職員によっては、雇用期間にバラツキを生じており、一定の方向性を出す必要があると思うので検討いただきたい。</p> <p>会計年度任用職員制度の制度設計に向け、交渉という形ではなくても情報交換や意見交換できる場の設定をお願いしたい。</p>
交渉結果	(交渉妥結)
備考	

(総務部行政改革課 平成30年12月18日現在)